

住宅用火災警報器の設置場所は？

寝室および寝室がある階の階段上部です。

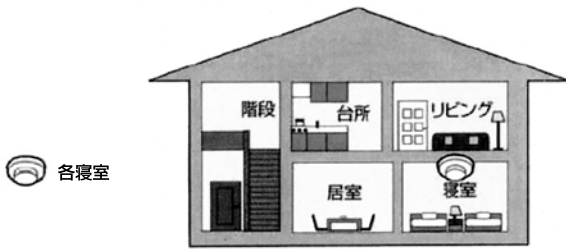
住宅用火災警報器の設置場所例



3階建てで 3階に寝室、2階に居室がある場合

- 各寝室
- 3階建ての住宅で寝室が3階にしかない場合の1階の階段
- 寝室の存する階の階段

2階建てで1階に寝室・居室がある場合



- 各寝室

2階建てで2階に寝室・居室がある場合



- 各寝室
- 寝室の存する階の階段

住宅用火災警報器の共同購入等に関する説明会の開催について

住宅用火災警報器の共同購入予定地域を対象とした説明会を開催いたします。

ご依頼がありましたら、事業所の研修や町内会の寄り合いなどの機会と併せて、担当職員がお伺いいたします。

【申込資格】

▼原則10人以上の方が参加していた、たけること。

▼小松島市内で開催されること。
※ご相談に応じて、市関係施設での開催も可能です。また日時については、夜間・休日問いません。

お申し込み、お問い合わせは、
市消防本部消防課予防係（☎32・0119）まで。

第1回小松島市住宅用火災警報器設置推進会を開催

住宅火災による死者発生防止に有効な住宅用火災警報器（以下、「住警器」という。）の設置を推進し、住宅火災による死者の低減を図ることを目的に、2月1日、第1回小松島市住宅用火災警報器設置推進会が市役所で開催されました。

推進会には、自主防災組織、消防団、老人クラブ、婦人会などの地域「コミュニティ」の代表者や、商工会議所、漁業協同組合、福祉協議会などあらゆる主体の関係者ら約20名が出席。住警器の設置が義務化に至った経緯や、共同購入の推進など今後の普及促進に向けた取り組みについて話し合われました。市内における平成21年12月時点での住警器普及率は18.9%（全国の推計普及率は52%）であり、普及は十分に進んでいない状況であります。同推進会では、来年6月1日までに既存住宅を含む全ての住宅に住警器を設置することを目標としています。

